



— さっちゃんから保護者のみなさまへ —

# お子さんの携帯電話・スマホは だいじょうぶ？



幸手市マスコットキャラクター  
さっちゃん

今、本当に携帯やスマホが必要？

持たせる時は

子どもたちの  
成長や安全？

それとも

携帯電話・スマホ  
の利便性？

## 話し合う

家庭のルールをつくりましょう！



- 押しつけではなく、よく話し合って子どもが納得するルールを。

子どもを守る責任は、  
まず保護者にあります



## 子どもにルールを 守らせる



- 大切なあなたを守りたいという気持ちを伝えましょう。
- これまで以上に家庭内のコミュニケーションを図りましょう。
- 持たせた以上、子どもの使用をきちんと見とどけましょう。

知っていますか？

保護者が知識とマナーを

## 身につける

こんなこと ありませんか？

- 保護者が食事中にメールや電話！
- 子どもを放っておいて、保護者がスマホに夢中！



## 買い与える前に

携帯電話・スマホのみを考えがちですが、身近な携帯ゲーム機（任天堂DSやPSP等）やタブレットPCもインターネットに接続でき、LINEやメールの送受信が可能です。

携帯電話・スマホに限らず、ネットに接続できる機器を買い与える際は、それらで何が出来るのかを保護者がしっかり把握する必要があります。

## フィルタリング

携帯電話・スマホ・パソコンやゲーム機は、子どもが安全に使うための様々な設定ができるようになっています。現在、「青少年インターネット環境整備法」という法律により、18歳未満の子どものために携帯電話やスマホを購入する場合には、携帯電話事業者等に未成年者が利用することを申し出たうえで、フィルタリングを利用するよう義務付けられています。

フィルタリングの方法はいくつかの種類がありますので、子どもの判断力に応じたフィルタリング設定をしてください。

方法がよくわからない場合は、購入店窓口や携帯電話会社等へ問合せて利用しましょう。

※平成24年度警察庁調査では、ネット上で犯罪被害にあった子どもの9割以上がフィルタリングを設定していませんでした。

携帯電話やスマートフォン・タブレットPC・携帯ゲーム機は、その利便性のため急激に普及しています。

それに伴って、インターネットにかかる問題やトラブルも急増しています。

お子様の健やかな育成のため、携帯電話・スマホの安全かつ適切な使用について、ご家庭でもご理解とご協力ををお願い致します。

## 家庭のルールづくり

### 【参考例】

- 自分の個人情報（電話番号やメールアドレス）をむやみに教えない。
- 人の悪口は絶対に書き込まない。
- 9時以降は携帯電話・スマホを使わない。
- 勉強中、食事中は携帯電話・スマホを使わない。
- 携帯電話・スマホの保管、充電場所は「保護者の目につくところ」とする。
- 携帯電話・スマホは自分の部屋に持ち込まない。
- 家にいる時は、家の電話を利用する。
- 知らない相手からのメールは保護者に見せる。
- 有料サイトの利用や個人情報登録は保護者に相談して許可をとる。
- 1ヶ月の利用料金は（　　）円までとする。



何かお困りの際には抱え込みます、速やかに購入窓口・携帯電話会社・関係機関（警察など）に相談しましょう。

### 【携帯電話の各種手続き】

NTT ドコモ	0120-800-000
KDDI(au)	0077-7-111
ソフトバンク	0800-919-0157
Y!Mobile(ワイモバイル)	0120-921-156

### 【インターネットトラブル相談窓口】

けいさつ総合相談センター 048-822-9110